

令和4年度岸和田市空き家リフォーム事業補助金について

● 空き家リフォーム事業補助の概要

市外から本市に転入するため、本市に存する空き家のリフォームを実施する空き家の所有者に対し、当該リフォーム工事にかかる費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図り、もってまち全体の活性化や転入・定住促進につなげることを目的とする制度です。

● 補助金交付戸数

3戸（申込先着順）

● 補助金の額

空き家リフォームに要する費用の10分の7（上限60万円）

● 補助金交付の対象となる空き家

木造又は混構造のもので、以下のいずれかに該当するもの。

- 1 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築されたもの
 - 2 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの又はその他の資料で昭和56年5月31日以前に建築されたことが判断できるもので、耐震改修促進法に基づき耐震性が確認されたもの。
 - 3 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの又はその他の資料で昭和56年5月31日以前に建築されたことが判断できるもので、当該リフォームにおいて耐震改修促進法に基づく耐震改修工事を行うもの
- ※ 空き家リフォームと併せて耐震改修促進法に基づく耐震改修工事を行う場合、一定の要件を満たすものについては、本市の耐震改修のための補助制度を併用いただけます。
- ※ すでにリフォームを行っている場合は補助対象ではありませんので、ご注意ください。

● 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件に該当する個人。

- 1 補助対象空き家を所有等していること
- 2 市外から本市に転入を予定（市外に3ヶ月以上居住している者に限る）しており、補助事業完了時に補助対象空き家の所在地に住民登録すること
- 3 補助金の交付を受けた日から10年以上定住する意思があること
- 4 下記のいずれかに該当する者
 - ・ 18歳未満の子を有する世帯に属する者
 - ・ 婚姻した者が39歳以下である世帯に属する者
- 5 市税を滞納していないこと
- 6 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

問い合わせ先

岸和田市まちづくり推進部
住宅政策課 住宅政策担当
TEL 072-447-6513（直通）

補助金申請の手続きに関しては裏面をご参照ください。

● 補助金申請にかかる手続き

1. 補助金交付申請

■ 必要書類

- 空き家リフォーム事業補助交付申請書（様式第1号）
- 付近見取図
- 誓約書（様式第2号）
- 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
- 完納証明書又は納付状況確認同意書（様式第3号）
- 補助対象空き家を所有していることが確認できる書類
- 補助対象空き家が建築された年月を明らかにする書類
- 空き家であることの報告書（様式第4号）
- 工事個所の現況写真
- 空き家リフォーム内容がわかる書類（現況図、改修計画図、設備機器等のカタログ等）
- 工事工程表
- 工事見積明細書

■ 耐震性の確認書類

● 耐震性が確認されたもの

- 耐震改修促進法に基づく耐震性が確認できる書類

● 耐震改修工事を行うもの

- 耐震改修計画書（様式第5号）
- 耐震改修工事の内容がわかる書類（現況図、耐震改修計画図等）
- 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- 耐震工事業者が耐震改修技術者であることを証する書類

※ 耐震改修工事を行う場合は、中間・完了報告が必要です。

2. 完了実績報告

■ 必要書類

- 空き家リフォーム完了実績報告書（様式第14号）
- 空き家リフォーム費用の請求書（内訳明細が確認できるもの）
- 空き家リフォーム費用の領収書
- 工事完了写真（時系列順）
- 空き家リフォームに使用した材料等の出荷証明等
- 補助対象空き家に住民登録したことがわかる住民票

3. 補助金交付請求

補助金交付額確定通知書を受けた後、空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第18号）の提出が必要です。

※ 補助金の交付は、空き家リフォーム補助金交付請求書の受理後に行います。